

依存症対策に関する普及啓発事業にかかる企画提案募集要領

依存症対策に関する普及啓発事業を委託するにあたり、公募型企画提案プロポーザルにより最も優れた提案及び能力を有し、最も適格とされる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集要項

1 事業趣旨

県内で「依存症」が疑われる人の数は相当数存在すると想定されるが、①自分自身も身近な人も病気とわかりにくい慢性で進行性の病気であること、②依存症になるのは「自己責任」や「本人の意思の弱さ」等の誤解を持たれやすいこと、③相談機関や医療機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくいことなどの理由から、支援に繋がる人は少なく、繋がるタイミングも遅くなりやすい特徴がある。

このため、県では、令和5年度から、インターネット上での広告配信や、若年層向け、働き盛り層向けの啓発資材の作成・発信などの啓発を進めてきた。これにより、年々相談件数（ひょうご・こうべ依存症対策センターにおける相談件数）は増加傾向にある。

今後は、依存症の正しい理解をさらに深めること、また、依存症の問題で困難を抱える人が、早期に適切な支援に繋がるための、効果的な普及啓発及び県民等が資源を活用するための情報基盤整備を行うこととし、この業務（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第2 予定価格

金 2,678,500 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

第3 業務委託の対象者

1 業務を委託するための企画提案に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- （1）法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- （2）提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- （3）業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- （4）労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- （5）次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5（3）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法

律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

- 2 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とするが、その場合は全事業者が上記 1 の資格を満たすものとする。

第 4 企画提案に係る手続き

1 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (兵庫県庁 1 号館 3 階)

電話 078-362-3263 F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp

2 募集要領の配布及び質問への回答

(1) 募集期間

令和 8 年 8 月 14 日(金)から令和 8 年 9 月 3 日(木) 17 時まで

(2) 配布方法

県ホームページからのダウンロードまたは事務局 (兵庫県福祉部障害福祉課) における配布とする。

事務局における配布は平日 9 時から 17 時までとする。

(3) 募集要項等に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 14 日(金)～令和 8 年 8 月 27 日(木) 9 時から 17 時まで

イ 質問方法

電子メールにより事務局に提出すること。

※提出後、電話により受付を確認すること。

※メールの件名は「【質問】依存症啓発コンペ」とすること。

ウ 回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和 8 年 8 月 31 日(月)までに原則メールにより回答する。

3 企画提案

(1) 提出方法・提出期日

応募図書は、原則として事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、令和 8 年 9 月 3 日(木) (最終日) 17 時必着で、書留郵便など配達記録が残る方法により提出すること。

(2) 提出書類

この募集要領のほか、委託仕様書等の関連資料に基づき、以下の書類 (以下「応募図書」という。) を作成の上、ア～カは 8 部、キは 1 部を提出すること。

- ア 応募申請書（様式１）
- イ 提案者概要（様式２）
- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 事業実績の内容がわかるもの（任意様式）
- オ 経費積算見積書（様式３）
- カ その他提案内容を説明する書類（提出任意）
- キ 添付書類

- (ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（様式２関連）
- (イ) 納税証明書（提出の日において発行から３ヵ月以内のもの）

※県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

(３) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(４) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(５) 応募図書の取り扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

第５ 審査

１ 審査の方法

- ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案審査委員会において内容を審査する。
- イ 企画提案審査委員会において、必要に応じて、応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。なお、応募者多数の場合は、予め選考の上実施する。
- ウ 提案事業は、審査会を設置の上、以下の項目について審査し、業務を委託する者を選定する。
 - (ア) 基本事項 業務内容、実施方法の妥当性、実行可能性、費用対効果等
 - (イ) 企画構成 企画全体のコンセプト、企画構成本力、デザインの魅力等
 - (ウ) 実施体制 業務の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等
 - (エ) その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等
- エ 必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

２ 審査結果の通知

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

第６ その他

- １ 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- 2 選定業務者は、1により協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。
- 3 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出した提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- 4 契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。
- 5 契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。
- 6 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- 7 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- 8 選定業務者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。